

報 告 書  
及 び  
提 案 書

平成 26 年 9 月 30 日

政府調達苦情検討委員会

政府調達苦情検討委員会は、「検委事第 14 号」について本  
委員会の報告書及び提案書を別紙のとおりとする。

平成 26 年 9 月 30 日

政府調達苦情検討委員会委員長

加毛 修

(別紙)

検委事第14号

## 報 告 書

東京都江戸川区江戸川 5 - 2 0 - 7 7  
苦情申立人 株式会社フジムラ  
代表者 代表執行役 藤 村 直 人  
代理人 弁護士 石 田 義 俊  
石 田 深 恵  
山 崎 克 之  
金 澤 優  
代理人 大 津 清  
西 塚 智  
落 合 雄 治

東京都港区北青山 2 - 8 - 3 5  
関係調達機関 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
代表者 理事長 河 野 一 郎  
代理人 弁護士 清 水 幹 裕  
溝 内 健 介  
代理人 森 川 馨  
阿 部 英 樹  
小 湊 啓 一  
櫻 井 俊 雅  
中 塚 俊 和  
伊 藤 藤 貴 之

## 第1 苦情申立人及び関係調達機関の求める判断

### 1 苦情申立人

関係調達機関が行った「国立霞ヶ丘陸上競技場等とりこわし工事（北工区）」及び「同工事（南工区）」（以下「本件調達」という。）に係る、平成26年7月17日に開札した入札手続について、落札者決定の処分を取り消した上、苦情申立人の入札をいずれも無効とした処分を取り消して苦情申立人を落札者とするか、又は再度の入札手続を行うよう、関係調達機関に提案されるように求める。

### 2 関係調達機関

本件調達の手続は「政府調達に関する協定を改正する議定書」（以下「改正協定」という。）等の規定に違反して行われたものではなく、本件苦情申立てはいずれも認められない。

## 第2 事案の概要

- 1 平成26年3月24日、関係調達機関は、本件調達に先立ち、同工事の入札公告（1回目の入札公告）を行った。この調達では、いずれの入札者も予定価格を超過し、再入札も同様であった。
- 2 平成26年6月25日、関係調達機関は、本件調達について、北工区及び南工区のいずれも一般競争入札の入札公告（2回目の入札公告）を行った。
- 3 平成26年7月10日、苦情申立人は、本件調達について入札すべく入札保証金を納付し、同月16日に本件調達の北工区及び南工区のいずれにも入札書に工事費内訳表を付して入札した。
- 4 平成26年7月17日、関係調達機関は本件調達について開札を行い、苦情申立人が最高の評価であった。苦情申立人の入札価

格は北工区で16億4140万円、南工区で15億4140万円であった。関係調達機関は、その場で苦情申立人の入札価格はいずれも予定価格を大幅に下回る低入札価格に該当するとした上、さらに苦情申立人を特別重点調査の対象にした。

- 5 平成26年7月24日、苦情申立人は関係資料を提出して、苦情申立人が契約内容に適合した履行をなさないおそれはないことを主張した。
- 6 平成26年7月25日、関係調達機関は、苦情申立人に対し、特別重点調査に関わるヒアリングを行った。同日夕刻、関係調達機関から苦情申立人に対し、電話で、特別重点調査の結果として入札を無効とする意向であることが示されたので、苦情申立人は直ちに抗議に赴いた。その際、苦情申立人が、入札者の中の1社である落札者が、本件入札に関し、関係調達機関からでなければ得られない有利な情報を得ている事実があることを告げたところ、関係調達機関は、裏付けとなる資料があるのであれば、談合の疑いということで、別途調査を行う旨を伝えた。
- 7 平成26年7月28日、関係調達機関は、公正取引委員会に官製談合の疑いを連絡するとともに、調査部会を立ち上げ、調査を開始し、苦情申立人からもヒアリングを行った。
- 8 平成26年8月18日、関係調達機関は、調査部会の調査の結果、談合の事実はないとの判断に至った。
- 9 平成26年8月19日、関係調達機関は、苦情申立人に対し、調査結果を説明し、また、特別重点調査の結果、苦情申立人の入札を無効とする旨を記載した書面を手交した。
- 10 平成26年8月27日、関係調達機関は、落札者を決定し、入札結果等一覧表を公表した。
- 11 平成26年8月28日、苦情申立人は、政府調達苦情検討委員会

- (以下「委員会」という。) に対して、本件申立てを行った。
- 12 平成26年9月5日、委員会は、関係調達機関に対して、契約執行の停止要請を行った。
  - 13 平成26年9月5日、関係調達機関は、委員会に対し、本件申立てを迅速処理するよう要請した。
  - 14 平成26年9月9日、委員会は、本件苦情申立てにつき、迅速処理を不適用とする旨を決定した。

### 第3 争点及び争点に係る主張

本件申立ての争点は、大別すると、

- 1 落札者が、他の入札者よりも優位に調達に係る情報を知っていたことは、改正協定第4条第4項及び第10条第7項に、解体工事の情報を設計会社に与えていたことは、改正協定第10条第5項に違反するかという点について
- 2 開札前に工事費内訳表を開封し、また、予定価格を入札公告後（開札日前日の平成26年7月16日）に決定したことは、「調達過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続」に従って入札書を受領することを求める改正協定第15条第1項に違反するかという点について
- 3 苦情申立人を特別重点調査の対象とした理由を示さなかったこと、苦情申立人の入札を無効とした理由に具体性を欠いていたことは、改正協定第15条第5項及び第6項に違反するかという点について
- 4 2回目の入札公告から入札書の提出期限までが40日以上の要件を満たしていないことや、入札公告に協定適用対象の調達である旨の記載が無かったことが、改正協定第11条第3項及び第7条第2項（1）に違反するかという点について

であり、これらの争点に関する苦情申立人及び関係調達機関の主張は、以下のとおりである。

1 落札者が、他の入札者よりも優位に調達に係る情報を知っていたこと及び解体工事の情報を設計会社に与えていたことは、改正協定第4条第4項、第10条第5項ないし第10条第7項に違反するかという点について

(1) 苦情申立人の主張

- ア 落札者は、平成26年7月10日頃には、既に入札参加業者を知っていた。
- イ 落札者は、現場説明書や関係調達機関からの説明がなかった残土処分についての情報（残土総量7万5000m<sup>3</sup>の処分費用の免除、残土処分場の一部変更）を知っていた。
- ウ 落札者は、関係調達機関による予定価格の決定に関与する設計会社に対して、解体工事にかかる情報を提供していた（そのため、予定価格をある程度把握することができた。）。
- エ 以上、本件では、関係調達機関との官製談合が疑われるなど、落札者は調達に係る情報を優位に持っており、入札参加業者を事前に知っていた点は、改正協定第4条第4項に、残土処分場についての情報を事前に知っていた点は、改正協定第4条第4項及び第10条第7項に違反する。また、落札者が本件の工事内容の決定に際して、解体工事の情報を与えるなどの関与を行っていたことは、改正協定第10条第5項に違反する。

(2) 関係調達機関の主張

- ア 落札者は入札参加業者の一部を予測していたものであり、

関係調達機関から情報が漏れたという事実は認められない。談合の問題について、関係調達機関は、関連する業者（苦情申立人、落札者、設計会社を含む）及び職員等に対するヒアリング等の調査を行った結果、「談合の事実はない」と判断している。

イ 残土処理場の一部変更の事実を含む工事の情報が、本件入札公告前に、落札者に提供されていた。このようなことは、予定価格の積算、設計会社による工事費の積算に附随して当然起こり得ること。入札公告がなされれば当該情報は公表され、入札者は当該情報を前提に入札金額を検討することができるのであるから、不公平という問題も生じない。

ウ 残土処理費用が免除されているという事実は、関係調達機関から設計会社に工事費の積算を依頼するにあたり、情報として提供されていない。そもそも当該事実を落札者が本件調達の入札公告前に知っていたことを裏付ける証拠は提出されていない。なお、海の森公園予定地では本件調達に限らず土の受入れを無償で行っているため、この事実を落札者が知っていたとしても、特別不思議ではない。しかも、当該事実は平成26年7月11日の時点で関係調達機関から競争加入者に伝えられている。

エ 設計会社から落札者に対し見積りの依頼がなされ、本件工事の情報が本件調達入札公告前に落札者に提供されているものと思われるが、この点につき改正協定等の規定違反は存在しない。予定価格積算のための工事費の積算は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建設工事積算基準」（平成19年版）及び文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官「文教施設工事積算要領」に基づいて行われている。設計

会社は、これらの定めに従って、3社以上の専門工事業者（落札者を含む）から見積りを取得したものである。

オ 設計会社が落札者を含む複数の専門業者に依頼したのは工事の見積もりにすぎず、「特定の調達のための技術仕様の立案又は制定」（改正協定第10条第5項）とはそもそも関連しない。

カ 談合の問題については、平成26年7月25日に苦情申立人からの指摘を受け、同月28日、関係調達機関の契約審議委員会に調査部会設置を決定し、調査部会において関連する業者（苦情申立人を含む。）及び職員等に対するヒアリング等の調査を行った結果、談合があったという事実は確認できず、同年8月18日、契約審議委員会は「談合の事実はない」と判断している。この点について、改正協定等の規定違反は存在しない。

2 開札前に入札書及び工事費内訳表を開封し、また、予定価格を入札公告後（開札日前日の平成26年7月16日）に決定したことは、「調達過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続」に従って入札書を受領することを求める改正協定第15条第1項に違反するかという点について

(1) 苦情申立人の主張

ア 工事費内訳表を調達機関に提出した際、その場で両文書が封入されている封筒を開封し、工事費内訳表の金額を見分して調査した。開札前に開封されており、入札書の秘密性が害されている。関係調達機関は、入札保証金が入札額の5%以上でなければならないとする規定が遵守されているかどうかを確認するためと説明するが、開札日前に入札金額が明らか

かになることは、調達結果を恣意的に細工することも可能であり、入札の公正を害する行為である。

イ 入札説明書12頁(6)の「工事費内訳書は表封筒として入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封印をして提出すること。また、この場合当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。」と明記しており、(工事費内訳表を見分した行為は、)これに反した取扱いである。

ウ 関係調達機関は入札公告後、開札日前日の平成26年7月16日に予定価格を決定している。関係調達機関は、開札前に工事費内訳表から各社の入札価格を知っており、開札前に予定価格を決定することで、低入札価格該当者や特別重点調査の対象を恣意的に決定でき、入札の公正を害する行為である。

エ 工事費内訳表の開札前の開封及び予定価格の事後決定は、改正協定第15条第1項に違反する。入札説明書12(6)の手続にも違反している。

オ また、関係調達機関が自ら定めた契約事務規程は改正協定第15条第1項の手続規定であり、貴委員会での検討で参照されるべき規程であるため、当該契約事務取扱規程第5条第1項及び第3項に違反する。

## (2) 関係調達機関の主張

ア 入札書と工事費内訳書のうち、工事費内訳書について、開札日の前日(7月16日)に確認していることは事実である。この取扱いは、「一般競争入札方式の手続について(平成7年5月22日付け7施指第27号文部科学省大臣官房文教施設部指導課監理室長通知)」6(4)において「積算担当者は、入札価格の内訳書提示状況調書を第1回の入札前までに作成すること。」と

されていることから、制度上、当然予定されている取扱いである。

※関係調達機関提出資料によると、本件調達における各入札者の工事費内訳書を開封した日時は、平成26年7月16日11時以降、入札書及び工事費内訳書の提出期限である同日17時より前に開封している。

イ 工事費内訳書の開封に当たっては、別室において、個別に、入札者の立会いの下、開封する担当官を限定し、開封後には直ちに金庫に入れることにより、厳重管理していた。

ウ この取扱いは、本件調達だけでなく、従前から行われている（なお、従前の入札はいずれも「政府調達」に該当しない小規模な工事についてのものであったため、入札書（封筒に入れて封印）と工事費内訳書（封筒に入れない）を開札日当日に持参して提出する扱いとされていたが、関係調達機関が入札書開封前に工事費内訳書を確認するという点で共通の扱いである。）。

エ 「工事費内訳書の提出期限等について（平成17年8月26日付け十七施企第9号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）」（以下「文科省通知」という。）2(1)では「入札書及び工事費内訳書の提出期限は、開札日の前日とする。」とされ、同(3)では「工事費内訳書の確認は、工事費内訳書の提出期限後直ちに行うことができる。」と定められている。

オ 予定価格は、設計会社が積算した金額を、関係調達機関のコンピュータ上のシステムに入力することによって、自動的に積算されるものである。すなわち、設計会社による工事費の積算が完了した時点で、予定価格は事実上決まっている。本件調達で

は、平成26年7月15日の午前中に、設計会社から関係調達機関に対し、工事費積算の結果がメールにて送信されており、遅くともこの時点で、予定価格は決まっている。

※関係調達機関は、意見陳述会において、平成26年7月16日昼過ぎに内部決裁を了し、予定価格を決定した旨を述べている。なお、当日、工事費内訳書を開封した担当者と、予定価格の決定に係る決裁手続を行った担当官は、いずれも関係調達機関管理部調達管財課内の者であるが、両者は明確に区別されている旨の説明もあった。

- 3 苦情申立人を特別重点調査の対象とした理由を示さなかったこと、苦情申立人の入札を無効とした理由に具体性を欠いていたことは、改正協定第15条第5項及び第6項に違反するかという点について

(1) 苦情申立人の主張

- ア 関係調達機関は苦情申立人を特別重点調査の対象とした。
- イ 特別重点調査の対象とするのは、工事費内訳表の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の額のいずれかが予定価格の一定割合に満たない場合である。
- ウ 関係調達機関は、どの費用が一定割合に満たなかったのか示さないまま、苦情申立人を特別重点調査の対象とした。理由が示されなかったために、苦情申立人は特別重点調査への対応に莫大な作業を行うこととなった。
- エ 南工区及び北工区とも、2回目の予定価格の方がいずれも高額になっているが、1回目の方が技術要求が高く、入札資格者をゼネコンに限定しており、さらに、2回目では残土処理費用が免除されているため、2回目の予定価格が

1回目より高額なのは、全く経済合理性がない。

オ 特別重点調査の理由を示さないことは不公正であり、入札手続の透明性を欠く。関係調達機関から契約の履行の有無について、真摯な調査を受けたことはない。

カ 特別重点調査に対し、苦情申立人は関係資料の提出を行ったが、関係調達機関は「添付資料の不足等があり、資料の不備が認められ、入札者の積算の内訳が合理的かつ現実的なものであることが確認できない」として入札を無効とした。なお、苦情申立人は、関係調達機関から短時間で膨大な文書の提出は求められたものの、実質的な調査や確認を求められていない。特別重点調査において関係調達機関に対して任意書類を提出したが、これは判断材料としてみないと言われた。

キ 関係調達機関は、資料の補正等を命ずることや、どのような資料の不足があり、どのような資料に不備があるかを示したことはなく、また積算の内訳が合理的かつ現実的なものであるか否かを確かめるための質疑も一切なかった。具体的な理由を示すことなく、入札を無効とするのは、調達手続の透明性を欠く。

ク 平成26年7月25日に調達機関から事情聴取があった。ダンプینگとして問題となる事項はなく、多くは、記載形式の軽微な不備の指摘だった。

苦情申立人提出甲第17号証（抄）

報告書

（中略）

2 特別重点調査の実態について、

（中略）

様式	調達機関からの質疑	苦情申立人からの回答
----	-----------	------------

（中略）

様式 2.	現場管理費，一般管理費について詳細を説明してほしい。 例) 光熱費0円，減価償却費が入っていない，法定福利費0円，0円の項目はどうなっているのか？  (後略)	現場管理費，一般管理費について，他の項目に含んでいる分を含めて説明した。社長より任意資料の実行予算について説明した。任意の資料については，裏付けがとれない資料は参考になりません。との回答であった。入札説明書（別紙7項）では，任意書類の提出を認めている。  (後略)
-------	--	--

（中略）

様式 1 0-1.	労務者の確保計画に延べ人数が記載されていない。 (後略)	こちらの解釈違いで，口頭で説明した。 (後略)
--------------	---------------------------------	----------------------------

ケ 苦情申立人が最低価格を提示したのであるから，改正協定第15条第5項に基づき，「契約を締結することが公共の利益にならないと決定する場合を除くほか」，苦情申立人を落札者とすべき。本件調達で苦情申立人と契約を締結することが，改正協定15条5項にいう「公共の利益にならない場合」にあたるような事情は全くないし，関係調達機関からその旨も示されていない。

コ また，特別重点調査の経緯に関する不透明性の点は，改正協定第15条第6項に違反する。改正協定第15条第6項に

いう「異常に低い価格」とは、「abnormally lower prices」であり、これは、特別重点調査対象となる価格とは必ずしも一致しない。「abnormally lower prices」は、予定価格から一定の率で決まるのではなく、「abnormally lower prices」に該当した場合でも、当該供給者に確認をもとめることができるだけであって、その者を除外するためには、更に公益に反することが認定される必要がある。苦情申立人の入札価格は苦情申立人にとって十分に利益が得られるもので、異常なものでは決してない。予定価格さえ適正であれば、苦情申立人が特別重点調査の対象とされることはなかったのである。

サ 契約審議委員会の審議が行われていないなど契約事務規程第16条ないし第18条にも反する。

## (2) 関係調達機関の主張

ア 特別重点調査は、過度な低価格入札による工事の品質の低下、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の問題を未然に防ぐために行われているもの。

イ どの費目を理由に特別重点調査の対象とされたのかについて、あえて通知するという制度にはもともととなっていない(もちろん、対象者から問合せがあれば対応する。)

ウ 苦情申立人が特別重点調査の対象となったのは、入札金額が最低基準価格を下回り、かつ、現場管理費及び一般管理費等が特別重点調査の調査基準価格に満たなかったからである。

エ 入札説明書「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」に記載のとおり、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般

管理費等のいずれを理由に特別重点調査の対象とされたかに関わらず、提出を求められる資料は共通である。

オ 苦情申立人が特別重点調査において、任意に提出した資料も評価した上で、施工を適正に実施できない可能性があることを認識して評価を行った。

カ 苦情申立人は「質疑も一切ない」「具体的な内容を告げられたことはない」と主張しているが、関係調達機関は、平成26年7月24日に特別調査にかかる資料を作成し、これをもとに同月25日11時から13時30分までの2時間30分にわたり苦情申立人からの事情聴取を行って、問題点を指摘している上、同日16時頃に関係調達機関を訪れた苦情申立人に対しても、丁寧に説明を行っている。

キ 特別重点調査の結果、提出された資料に添付書類の不足等があり、資料の不備が認められ、入札者の積算の内訳が合理的かつ現実的なものであることの確認ができず、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたため、苦情申立人の入札を無効としたものである。

ク 重点的な調査の結果

① 昨今、建設産業において、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適切に負担しない企業が存在することなどから、適切な法定福利費の確保と、適正に法定福利費を負担する企業による公平で健全な競争環境の構築が求められている。

これについては、一般管理費の内訳などにおいて調査しているが、法定福利費等が計上されておらず、適切な対応がなされると判断することはできない。

② 本工事においては、施工規模、施工時期等を勘案し、労務者

の確実な確保が本工事を適正に施工する上で重要な事項の一つと認識している。

労務者の確保計画の調書等において調査しているが、労務者の確保については、工事全体の確保計画が示されていない(下請会社毎の工事全体にわたる延べ人数ではなく、工種毎の大きくりでの人数のみ提示されている)、また、配置計画については、普通作業員、運転手(特殊)のみしか計上されていないため、適正な施工が可能と判断することはできない。

ケ 本件調達について、契約審議委員会の審議は行われている。

4 2回目の入札公告から入札書の提出期限までが40日以上  
の要件を満たしていないことや、入札公告に協定適用対象の調達  
である旨の記載が無かったことが、改正協定第11条第3項及び  
第7条第2項(1)に違反するかという点について

(1) 苦情申立人の主張

ア 改正協定第11条第3項によれば、協定適用対象の政府調達の  
場合、公告から入札書の提出期限までが40日以上とされて  
いる。本件では、公告が6月25日で入札期限は7月16日であ  
るため、この40以上の要件を満たしていない。

イ そのうえ、改正協定が適用される案件の入札公告には、「公  
示された調達にこの協定が適用される旨の記述」を行うこと  
が義務づけられているにもかかわらず(改正協定第7条第2  
項(1))、本件入札公告には、南工区についても北工区につ  
いてもそのような記載はない。

(2) 関係調達機関の主張

ア 改正協定においても40日の期間は場合によっては10日以上  
上の期間に短縮することができるという制度上になっており、それ  
を受けて日本においても改正協定を受けた形で、原則は40日  
前だが、その期間を短縮することができるという制度になっ  
ている。そういうルールに従って期間短縮したのであり、改  
正協定違反は無い。

イ 2回目の入札公告が掲載された政府調達公告版の官報にお  
いて、「この政府調達公告版に掲載される入札公告、入札公  
示及び落札者等の公示は、WTOに基づく政府調達に関する協  
定の適用を受ける調達を含みます」と公示されており、苦情  
申立人の指摘は当たらない。

#### 第4 提出資料

##### 1 苦情申立人

平成26年8月28日付け	政府調達苦情申立書
平成26年9月1日付け	政府調達苦情申立書補足説明書
平成26年9月1日付け	政府調達苦情申立理由補充書
平成26年9月2日付け	政府調達苦情申立理由書補充書 (補充)
平成26年9月2日付け	政府調達苦情申立理由書補充書 (補充その2)
平成26年9月5日付け	上申書
平成26年9月12日付け	要望書及び意見書
平成26年9月16日付け	意見陳述書

##### 2 関係調達機関

平成26年9月5日付け	報告書
-------------	-----

平成26年 9 月 5 日付け 迅速処理の要請

平成26年 9 月 9 日付け 報告書（2）

平成26年 9 月16日付け 意見陳述書

## 第5 委員会における検討

委員会は、苦情申立人の平成26年 8 月28日付け本件申立てについて、同年 9 月10日受理し、同月11日本件申立てを受理した旨公示した。

平成26年 9 月17日に委員会を開催し、検討を開始した。

### 委員会での検討経過

第1回 平成26年 9 月17日

第2回 平成26年 9 月18日

（苦情申立人及び関係調達機関が意見を陳述した。）

第3回 平成26年 9 月29日

## 第6 委員会の判断

### 1 改正協定の適用について

関係調達機関は、改正協定付属書 I 付表 3 の 1 A 群に掲げる機関「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に該当することから、改正協定の適用対象となる。また、本件調達は、1,500万特別引出権を超える価格の調達契約に係るものであり、かつ、改正協定第3条に該当しないことは明らかであるから、改正協定の適用対象となる。

なお、委員会は、「政府調達苦情処理推進会議の設置について」（平成7年 12 月 1 日閣議決定）に規定された「協定、改正協定及び議長が別に指定する国際約束並びに議長が別に指定す

る規定の定める調達手続」に違反するかについてののみ検討対象としている。

## 2 本件申立ての適法性について（苦情申立ての時期）

処理手続5.（1）によれば、「供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、政府調達協定等のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たときから10日以内に、委員会へ苦情を申し立てることができる」とされている。

この点、苦情申立人は、平成26年8月28日に本件調達の苦情申立てを行っているところ、まず、特別重点調査に係る問題については、入札無効の処分連絡を受け取った同年8月19日に知り得たと認定することができる。また、落札者が、他の入札者よりも優位に本件調達に係る情報を知っていたこと及び解体工事の情報を設計会社に与えていたとの疑念を抱いた日については、遅くとも、本件調達に係る入札者名、入札額情報、予定価格等の情報が含まれた入札結果等一覧表が公表された同年8月27日と認定できる。

よって、本件平成26年8月28日付けの苦情申立ては、苦情申立てができる期間を徒過しておらず、処理手続5.（3）①にある「遅れて申立てが行われた場合」という却下事由には該当しない。

他方、苦情申立人が、平成26年9月12日付けで提出した「要望書及び意見書」で追加的に主張している、①入札公告期間が40日に満たないこと及び②本件調達の入札公告に協定が適用される旨の記述が無いことという論点については、苦情申立人は、本件調達の入札公告が行われた同年6月25日に、苦情の

原因となる事実を合理的に知り得たと解するのが妥当である。

よって、平成 26 年 9 月 12 日付けで新たに追加された論点については、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得た日から既に 10 日経過しているため、処理手続 5. (3) ①にある「遅れて申立てが行われた場合」という却下事由に該当する。

3 落札者が、他の入札者よりも優位に調達に係る情報を知っていたことは、改正協定第 4 条第 4 項及び第 10 条第 7 項に、解体工事の情報を設計会社に与えていたことは、改正協定第 10 条第 5 項に違反するかという点について

(1) 落札者が、他の入札者よりも優位に調達に係る情報を知っていたことは、改正協定第 4 条第 4 項及び第 10 条第 7 項に違反するかについて

改正協定第 4 条第 4 項は、調達機関は、対象調達を、「公開入札、選択入札、限定入札等を用いた、この協定に適合する方法であること」、「利益相反を回避すること」、「腐敗した慣行を防止すること」の要件を満たす「透明性のある、かつ、公平な方法により実施する」と規定している。また、改正協定第 10 条第 7 項は、「調達機関は、供給者がその有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要な全ての情報を含む入札説明書を入手することができるようにする。」と規定している。

苦情申立人は、入札参加業者を事前に知っていた点は、改正協定第 4 条第 4 項に、残土処分場についての情報を事前に知っていた点は、改正協定第 4 条第 4 項及び第 10 条第 7 項に違反するとしているが、関係調達機関が調達に係る情報を落札者のみに伝えていたことを立証する十分な証拠提出はなかったため、

これらの規定に直ちに違反するとまでいえない。

- (2) 落札者が、解体工事の情報を設計会社に与えていたことは、改正協定第 10 条第 5 項に違反するかについて

改正協定第 10 条第 5 項は、「調達機関は、特定の調達のための技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言を、競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある者に対し求めてはならず、また、当該者から受けてはならない。」と規定している。

落札者が、設計会社に提出していた見積もりは、申立人が主張する解体撤去費用や残土のすきとりの単価等、解体工事の情報を含むものであるが、技術仕様に係る情報ではない。そのため、それを提供していた行為は、「特定の調達のための技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言」には該当せず、関係調達機関が改正協定第 10 条第 5 項に違反しているとはいえない。

- 4 開札前に入札書及び工事費内訳表を開封し、また、予定価格を入札公告後（開札日前日の平成 26 年 7 月 16 日）に決定したことは、「調達過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続」に従って入札書を受領することを求める改正協定第 15 条第 1 項に違反するかという点について

改正協定第 15 条第 1 項は、「調達機関は全ての入札書を、調達過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続に従って受領し、開札し、及び取り扱う。」と規定している。

この点、関係調達機関は、入札書及び工事費内訳書の提出期限前（平成 26 年 7 月 16 日 17 時前）に、提出を受けた工事費内訳書を順次開封している（なお、入札書は開封していない）。工

工事費内訳書には、工事費内訳の合計額が記入されていることから、事実上、関係調達機関が、入札書の記載金額を知り得てしまうこととなり、これは入札手続の秘密性保証の観点から看過しがたい。

なお、工事費内訳書の確認については、「文科省通知」2（3）で「工事費内訳書の提出期限後直ちに行うことができる」と規定されているが、関係調達機関が本件調達の工事費内訳書を提出期限前に開封した行為は、本規定にも抵触していることは明らかである。

さらに、関係調達機関は、入札者が提出した工事費内訳書の開封と並行して予定価格の決定に係る関係調達機関内部の手続を行っていた。関係調達機関が意見陳述会において主張するように、関係調達機関管理部調達管財課において、開封した工事費内訳書を管理する者、予定価格の決定に係る関係調達機関内部の手続を担当する者を区別し、それぞれの情報ごとに厳重管理していたとしても、外形的に見れば、予定価格の決定が恣意的に操作されたのではないかという疑いを供給者から持たれる行為であったと言わざるを得ず、入札手続の公正性及び公平性の確保という観点からも重大な疑義がある。

以上の検討を踏まえると、関係調達機関が、入札書及び工事費内訳書の提出期限前に、提出を受けた工事費内訳書を順次開封していたこと並びに入札者が提出した工事費内訳書の開封と並行して予定価格の決定に係る関係調達機関内部の手続を行っていたことは、政府調達手続の透明性、競争性を欠き、「調達過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性」を明白に損なっており、改正協定第15条第1項に違反することは明らかである。

5 苦情申立人を特別重点調査の対象とした理由を示さなかったこと、苦情申立人の入札を無効とした理由に具体性を欠いていたことは、改正協定第 15 条第 5 項及び第 6 項に違反するかについて

(1) 改正協定第 15 条第 6 項に違反するかについて

改正協定第 15 条第 6 項は、「調達機関は、他の入札書に記録された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した供給者が参加のための条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることについて、当該供給者に確認を求めることができる」と定めている。

本条項に基づき、関係調達機関は、供給者の提出した入札書の金額が「異常に低い価格」であった場合に、当該供給者が契約条件を履行できるかどうかを確認できるとされている。

ここでいう供給者に確認を求めることができる「異常に低い価格」への該当性については、当該判断が全く事実の基礎を欠く場合や、事実に対する評価が合理性を欠くことが明白な場合を除き、第一義的には調達機関の任意の判断に委ねられているものと解される。

したがって、関係調達機関が、入札説明書の定めに基づき、苦情申立人を入札説明書の定める特別重点調査の対象としたことについては、改正協定第 15 条第 6 項違反ということはできない。

(2) 改正協定第 15 条第 5 項に違反するかについて

改正協定第 15 条第 5 項は、「調達機関は、契約を締結することが公共の利益にならないと決定する場合を除くほか、契約の条件を履行することができる」と当該調達機関が認めた供給者であって、公示及び入札説明書に定める評価基準のみに照らして、

次のいずれかの条件を満たす入札を行ったものを落札者とする」とし、本条項の「いずれかの条件」として、「(a) 最も有利であること」及び「(b) 価格が唯一の基準である場合には、最低価格を提示すること」を規定している。

ア 公共の利益にならないと決定する場合への該当性について  
まず、「公共の利益にならないと決定する場合」とは、現行の調達慣行において排除されているような暴力団等の反社会的組織や従業員を社会保険に加入させていない企業が落札したと判明した場合のほか、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」や「不正競争防止法」といった国内法において禁じられた不法行為を供給者が行った場合等を規定しているものと解すべきであり、異常に低い価格を記載した入札書を提出した供給者を排除することは、「公共の利益にならないと決定する場合」に直接結びつくわけではない。

イ 契約の条件を履行することができるかと認められないとの判断の妥当性について

次に、苦情申立人が、本件調達の「契約の条件を履行することができる」と認められない場合に該当するかが問題となる。

関係調達機関は、特別重点調査の結果、法定福利費等の未計上や労務者の確保について問題があったことを理由に、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断し、苦情申立人の入札を無効とした旨主張している。

しかし、そもそも委員会は、我が国の政府調達手続を一層透明性、公正性及び競争性の高いものとするため、国の政府

機関及び政府関係機関の調達に関する苦情の処理を行うこととされており、苦情処理の対象範囲は専ら政府調達手続に関する事項となっている。

したがって、関係調達機関の特別重点調査結果の入札無効判断の適不適については、当該判断が全く事実の基礎を欠く場合や、事実に対する評価が合理性を欠くことが明白な場合を除き、委員会の検討対象とはならない。

よって、関係調達機関が、苦情申立人の入札を無効としたことについて、改正協定第15条第5項に違反するとの苦情申立人の主張は採用できない。

## 6 結論

以上の検討を踏まえると、関係調達機関が、入札書及び工事費内訳書の提出期限前に、工事費内訳書を順次開封していたこと並びに入札者が提出した工事費内訳書の開封と並行して予定価格の決定に係る関係調達機関内部の手続を行っていたことは、「調達過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性」を損なうものであり、改正協定第15条第1項に明白に違反する。

よって、委員会は、処理手続6.(2)に基づき、関係調達機関が本件の「契約を破棄する」こと及び「新たに調達手続を行う」ことを提案する。

平成26年9月30日

政府調達苦情検討委員会

委員長 加 毛 修

委員長代理 小 泉 淑 子

委員 有 川 博

委員 磯 部 力

委員 大 橋 真由美

検委事第14号

## 提 案 書

「政府調達に関する苦情の処理手続」6.(2)に基づき,関係調達機関独立行政法人日本スポーツ振興センターが「契約を破棄すること及び「新たに調達手続」を行うことを提案する。

平成26年9月30日

政府調達苦情検討委員会

委員長 加 毛 修

委員長代理 小 泉 淑 子

委員 有 川 博

委員 磯 部 力

委員 大 橋 真由美